

刈屋地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
宮古市	令和3年3月24日	令和5年4月1日
対象地区名(地区内の集落名)		
刈屋地区(下刈屋、中野、館町、日向、北山、丹野、中里、永田)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	94.10	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.27	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	19.46	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.00	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進んでおり、経営規模の大小に関わらず後継者不在の農家が増えている。また、小面積の農地が点在しており、作業効率が低くなっているほか、新規での機械購入が困難になってきている。(集落共通)

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用については、意欲のあることを前提として、認定農業者と認定新規就農者を中心に進め、基本構想水準到達者や今後育成すべき農業者などの中心経営体が担うものとし、入作を希望する他地区の中心経営体の受入れも促進するなどでも対応していく。(集落共通)

現状の維持を基本とするが、中心経営体への農地の集約化を進めるため、今後も引き続き話し合いを行っていく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 複合化	長期の販売を意識して、水稻、園芸作物、畜産等の品目を組み合わせた複合化を進める。
(2) 地域活動の促進	中山間地域等直接支払および多面的機能支払の交付金制度における活動を核として、地域ぐるみで生産基盤の保全と環境整備に取り組む。
(3) 新規就農の促進	担い手となる後継者・新規就農者を確保するため、農地の貸付希望の情報収集と提供および貸借の仲介や研修・体験の機会を設けるなど参入しやすい環境づくりに取り組む。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	園芸作物の作付けや担い手への集積によって発生を防ぐとともに、市の解消事業を活用して農地の再生利用に取り組む。
(5) 農地中間管理機構の活用	経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構への貸し付けも検討していく。
(6) 鳥獣被害防止対策の取組	農業生産を安定させるため、地域ぐるみで効率的な被害防止対策に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	3 人	0 法人
② 認定新規就農者	1 人	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	1 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	22 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。
(宮古市においては、1経営体あたり380万円程度、主たる従事者280万円程度)

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	28.53 ha	94.10 ha	30 %
今後	28.53 ha	94.10 ha	30 %